

随意契約理由

令和7年(2025年)6月 13 日

契約担当課名	都市計画課
発注担当課名	都市計画課
契約名称	第3次豊中市都市計画マスタープラン策定及び 豊中市立地適正化計画改定支援業務委託
契約内容	第3次豊中市都市計画マスタープラン策定及び 豊中市立地適正化計画改定支援業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和7年（2025年）6月13日 令和7年（2025年）6月13日から令和10年（2028年）3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区天満4丁目3番5号 株式会社 都市・計画・設計研究所 大阪事務所
契約金額	14,949,000 円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） 本委託業務は、社会情勢や都市計画をとりまく状況の変化や土地利用の現状と課題などを整理したうえで、これまでの取り組みを総合的に検証することが求められ、高度な分析能力が必要とされるもので、業務遂行のためには、創造性、技術力、経験等を兼ね備えた最適な委託者を確保することが重要となります。 そのため、委託者選定においては、委託者の企画力、創造性、技術力、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザル方式が、金額の多寡のみを選定基準とする価格競争方式より優れているため、同方式を採用するものとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とするものです。